火災予防上の命令を受けている対象物

令和元年６月１０日更新

命令を受けている対象物

危険物施設の場所	大阪府柏原市円明町１０００－３０
危険物施設の名称	株式会社　松徳工業所　本社工場
命令を受けた者の氏名	株式会社　松徳工業所　代表取締役　横尾　臣則
命令事項	消防法第１２条の３第１項による製造所等の緊急使用停止命令 令和元年６月１０日（月）１３時３０分覚知、一般取扱所内設置のノンフレーム式焼入れ炉が異常燃焼した火災で、工場一部及び収容物が焼損した火災により公共の安全の維持及び二次災害発生防止のため、当該危険物施設（一般取扱所）のノンフレーム式焼入れ炉及び関連設備２機の使用を停止すること。
命令年月日	令和元年６月１０日

問い合わせ先
消防本部予防課
電話　０７２－９５８－９９２９
Fax　０７２－９５８－９９００
住所　大阪府藤井寺市青山３丁目６１３番地の８